文中の　　　は、申請者の実情等に応じて適宜変更すべきものです。

（様式２）

|  |
| --- |
| 事前確認書（手続実施結果報告書）（注[[1]](#footnote-2)） |

令和　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| ○○○株式会社 |
| 取締役会御中（注[[2]](#footnote-3)） |

|  |
| --- |
| 確認者の名称（注[[3]](#footnote-4)） |
| 本確認書に係る担当者氏名： |
| 担当者電話番号： |

私は、○○○株式会社（以下「会社」という。）からの依頼に基づき、会社の作成した中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち経営規模拡大設備等に関する投資計画の確認申請書（以下「申請書」という。）並びにこれに添付された別紙１（「申請書」６）「投資利益率に係る基準への適合状況」（以下「基準への適合状況」という。）及び別紙２（「申請書」７）「売上高100億円超を達成するまでのロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）について、以下の手続を実施した。なお、当該手続は、会社が中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち経営規模拡大設備等に関する投資計画の確認申請を行うために作成した「申請書」並びに「基準への適合状況」及び「ロードマップ」に記載された記載内容を対象として確認することを目的とするものである。

**手続の目的（注）**

私は、「申請書」並びに「基準への適合状況」及び「ロードマップ」に関して、本報告書の利用者が手続の実施結果を以下（１）～（１６）の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

（１）設備投資の内容（「申請書」５で記載する事項）が、必要十分な設備として、当該設備の導入の目的（「申請書」２で記載する事項）及び事業者の事業の改善に資することの説明（「申請書」４で記載する事項）に照らして整合しているかについて確かめること。

（２）事業者の事業の改善に資することの説明（「申請書」４で記載する事項）が「基準への適合状況」に記載された「本件設備投資による効果」に照らして整合しているかについて確かめること。

（３）「設備投資の内容」に記載された内容（「申請書」５で記載する内容）が、会社において承認された設備投資計画及び見積書等の根拠資料に照らして整合しているかについて確かめること。

（４）どのように事業者の売上高に貢献するかの説明（「申請書」８で記載する事項）が設備投資の内容（「申請書」５で記載する内容）に照らして整合しているかについて確かめること。

（５）生産性の向上に資する設備の導入に伴い建物及びその附属設備の新設又は増設を行うことの説明（「申請書」９で記載する事項）が設備投資の内容（「申請書」５で記載する内容）に照らして整合しているかについて確かめること。

（６）年平均売上高成長率の数値（「申請書」１０で記載する事項）が会社の決算書と照らして整合するか確かめること。

（７）設備投資の金額（「申請書」５で記載する内容）が経営力向上計画の認定を受けた日から２年以内に導入予定の設備の取得価格の合計額（「申請書」１１で記載する事項）に照らして、1億円又は基準事業年度の売上高の５％に相当する額のいずれか多い金額以上であるか確かめること。

（８）事業基盤（「申請書」１２及び同１３で記載する事項）、財務基盤（「申請書」１４で記載する事項）及び組織基盤（「申請書」１５で記載する事項）が売上高100億円超を目指す上で必要な内容と整合しているか確かめること。

（９）投資計画の実施期間中の給与増加割合について（「申請書」１６で記載する事項）、会社の賃金台帳等の根拠資料に照らして整合しているか確かめること。

（10）供用事業年度（注[[4]](#footnote-5)）の給与増加割合について（「申請書」１７で記載する事項）を2.5％以上５％未満又は５％以上のいずれかで記載しているか確かめること。

（11）100億宣言のＵＲＬ（「申請書」１８で記載する事項）の記載が会社の100億宣言と整合しているか確認すること。

（12）「設備投資の内容」に記載された金額（「申請書」５で記載する金額）が、「基準への適合状況」に記載された設備投資額と整合しているかについて確かめること。

（13）投資利益率並びに簡易CF（営業利益＋減価償却費）の各年度及び年平均の金額（「基準への適合状況」に記載する金額）が、売上高、売上原価、販管費及び減価償却費の各年度の金額及び簡易CF前年比増加率を用いて算定されているかについて確かめること。

（14）「本件設備投資による効果」の金額（「基準への適合状況」に記載する金額）が当該数値の算出根拠資料に照らして整合しているかについて確かめること。

（１５）ロードマップに記載された「基準事業年度」が確認書申請日と整合するか確かめること。

（1６）ロードマップに記載された「基準事業年度」における「雇用者給与等支給額」について、会社の賃金台帳等の根拠資料に照らして整合しているか確かめること。

（１７）ロードマップに記載された「雇用者給与等支給額」について、前年度と比べて減額している年度がないこと。

（１８）ロードマップに記載された投資計画の最終事業年度における「雇用者給与等支給額」が、計画終了時の事業年度の雇用者給与等支給額の目標値（「申請書」１６で記載する事項）と整合しているか確かめること。

（１９）ロードマップに記載された「設備投資の内容」が、「申請書」５に記載された事項及び当該設備が売上に貢献することの説明に照らして整合するか確かめること。

**実施した手続**（注[[5]](#footnote-6)）（注[[6]](#footnote-7)）

（「申請書」－申請要件及び基礎となる設備投資計画関連）

1. 設備投資の内容（「申請書」５で記載する事項）が、「申請書」２及び４に記載したとおり、中小企業等経営強化法施行規則第16条第３項に規定する「中小企業等経営強化法施行規則第16条第１項の設備等のうち、経営力向上及び経営の規模の拡大に著しく資する」ものとして必要十分な設備であるかについて、会社の□□（役職）○○（氏名）氏（注[[7]](#footnote-8)）に質問した。（＊）
2. 設備投資の内容（「申請書」５で記載する事項）のうち、「金額」について「数量」に「単価」を乗じて計算調べを行った。さらに、「金額」の合計について計算調べを行った。（＊）
3. 設備投資の内容（「申請書」５で記載する事項）のうち、「設備等の名称」「型式」「数量」「単価」「金額」について、会社から「申請書」に添付提出するものとして提示された設備投資計画（以下「設備投資計画」という。）の記載内容と合致するかについて確かめた。さらに、「設備投資計画」に会社の代表者又はそれに代わる者の押印があるかについて確かめた。（＊）
4. 設備投資の内容（「申請書」５で記載する事項）のうち、設備別の「金額」について、当該設備に関連するため、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示された見積書を集計して突合し、両者が合致するかについて確かめた。（＊）
5. 設備投資の内容（「申請書」５で記載する事項）が「申請書」８に記載したとおり、売上に貢献するかについて、会社の□□（役職）○○（氏名）氏（注⁷）に質問した。（＊）
6. 設備投資の内容（「申請書」５で記載する事項）が「申請書」９に記載したとおり、建物及びその附属設備の新設又は増設を行うかについて、会社の□□（役職）○○（氏名）氏（注⁷）に質問した。（＊）
7. 年平均売上高成長率の数値（「申請書」１０で記載する事項）について、整合するか確かめるために以下の手続を行った。（＊）

（１）「基準事業年度の売上高」が会社の決算書の数値と整合するかについて確かめた。また、「基準事業年度の売上高」が10億円超90億円未満となっていることを確かめた。（＊）

（２）「投資計画終了時の事業年度の売上高」が100億円超であるか確かめた。（＊）

（３）「投資計画の実施期間」が「ロードマップ」で記載された100億円を超えるまでの期間と合致するか確かめた。

（４）「年平均売上高成長率」について、計算調べを行った。

1. 設備の取得価格（「申請書」１１で記載する金額）について、経営力向上計画の認定をうけた日から２年以内に導入予定の設備の取得価格の合計額と設備投資の内容（「申請書」５で記載する事項）が合致しているか計算調べを行った。また、その金額が１億円又は基準事業年度の売上高の５％に相当する額のいずれか多い金額以上になっているかについて確かめた。（＊）
2. 事業基盤の内容（「申請書」１２で記載する事項）が、売上高100億円超を目指す上で必要な事業基盤として整合しているか、会社の□□（役職）○○（氏名）氏（注⁷）に質問した。（＊）
3. 売上高増加率及び営業利益（「申請書」１３で記載する事項）が、会社の決算書と整合しているか計算調べを行った。（＊）
4. 「申請書」１４に、自己資本比率又はＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率が記載されていることを確かめた。（＊）
5. 自己資本比率（「申請書」１４で記載する事項）について、３０％以上であるかについて計算調べを行った。
6. ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率（「申請書」１４で記載する事項）について10倍以内であるかについて計算調べを行った。
7. 組織基盤の内容（「申請書」１５で記載する事項）が売上高100億円超を目指す上で必要な組織基盤と整合するか会社の□□（役職）○○（氏名）氏（注⁷）に質問した。（＊）
8. 給与増加割合（「申請書」１６で記載する事項）が賃金台帳等の根拠資料で算定した数値と整合するか確かめた。
9. 「申請書」１７にて、供用事業年度の給与増加割合の目標として2.5％以上５％未満又は5％以上のいずれかが選択されていることを確かめた。（＊）
10. 自社に係る100億宣言のURL（「申請書」１８で記載する事項）が、100億宣言ポータルサイト上で公表されている、会社の宣言が掲載されたページのURLであることを確かめた。（＊）

（「投資利益率に係る基準への適合状況」－「申請書」及び根拠資料関連）

1. 「設備投資の内容」に記載された金額（「申請書」５で記載する金額）が、「基準への適合状況」に記載された設備投資額と整合しているかについて確かめた。（＊）
2. 投資利益率並びに簡易CFの各年度及び年平均の金額（「基準への適合状況」に記載する金額）について、売上高、売上原価、販管費及び減価償却費の各年度の金額及び簡易CF前年比増加率を用いて計算調べを行った。
3. 「本件設備投資による効果」（「基準への適合状況」に記載する事項）のうち、各年度の電力量の削減金額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして提示を受けた「電力料削減金額算定表」の削減金額と合致しているかについて確かめた。（＊）
4. 「電力料削減金額算定表」においては、「設備投資計画」に記載された生産量を前提として、新規設備について見積もった予想電力消費量と、「申請書」に記載された既存設備の過去2年間の生産記録から当該生産量に相当するものとして算定される電力消費量を比較して、「電力削減見込量」を算定し、これに最近の請求記録から把握した「電力料金額」を乗じて、各年度の電力料の削減金額を算定していると会社から説明を受けた。

これを前提として、以下の手続を実施した。

（１）「電力料削減金額算定表」の「電力削減見込量」に「電力料金額」を乗じて、各年度の電力量の削減金額の計算調べを行った。さらに、各年度の電力料削減見込量について、新規設備の予想電力消費量と既存設備について算定した電力消費量を比較して計算調べを行った。（＊）

（２）「電力料削減金額算定表」の記載事項のうち、新規設備の予想電力消費量と既存設備について算定した電力消費量について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「電力削減量算定資料」と合致しているかについて確かめた。

（３）「電力料削減金額算定表」の記載事項のうち、「電力料金額」について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「○○年○○月度の電力料金請求書の単位当り電力料金額」の請求記録と合致しているかについて確かめた。（＊）

1. 「本件設備投資による効果」（「基準への適合状況」に記載する事項）のうち、各年度の仕損費の削減金額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「仕損費削減金額算定表」の削減金額と合致しているかについて確かめた。（＊）
2. 「仕損費削減金額算定表」においては、「設備投資計画」に記載された生産量を前提として、新規設備について見積もった予想仕損費発生額と、「申請書」に記載された既存設備の過去2年間の生産記録から当該生産量に相当するものとして算定される仕損費発生額を比較して各年度の仕損費の削減金額を算定していると会社から説明を受けた。

これを前提として、以下の手続を実施した。

（１）「仕損費削減金額算定表」の記載事項のうち、各年度の仕損費削減金額について、新規設備の予想仕損費発生額と既存設備について算定した仕損費発生額を比較して計算調べを行った。（＊）

（２）「仕損費削減金額算定表」の記載事項のうち、新規設備の予想仕損費発生額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「新規設備仕損費算定資料」と合致しているかについて確かめた。（＊）

（３）「仕損費削減金額算定表」の記載事項のうち、既存設備について算定した仕損費発生額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「既存設備仕損費算定資料」と合致しているかについて確かめた。（＊）

1. 「本件設備投資による効果」（「基準への適合状況」に記載する事項）のうち、各年度の修繕費の削減金額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして提示を受けた「修繕費削減金額算定表」の削減金額と合致しているかについて確かめた。（＊）
2. 「修繕費削減金額算定表」においては、「設備投資計画」に記載された生産量を前提として、新規設備について見積もった予想修繕費発生額と、「申請書」に記載された既存設備の過去2年間の生産記録から当該生産量に相当するものとして算定される修繕費発生額を比較して、各年度の修繕費の削減金額を算定していると会社から説明を受けた。

これを前提として、以下の手続を実施した。

（１）「修繕費削減金額算定表」の記載事項のうち、各年度の修繕費の削減金額について、新規設備の予想修繕費発生額と既存設備について算定した修繕費発生額を比較して計算調べを行った。（＊）

（２）「修繕費削減金額算定表」の記載事項のうち、新規設備の修繕費発生額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「新規設備修繕費算定資料」と合致しているかについて確かめた。（＊）

（３）「修繕費削減金額算定表」の記載事項のうち、既存設備について算定した修繕費発生額について、当該数値の算出根拠資料であり、「申請書」に添付提出するものとして会社から提示を受けた「既存設備修繕費算定資料」と合致しているかについて確かめた。（＊）

（「ロードマップ」－「申請書」及び根拠資料関連）

1. 「ロードマップ」に記載された「基準事業年度」が確認申請日の属する事業年度の前事業年度と合致しているか確かめた。
2. 「基準事業年度」における「雇用者給与等支給額」について、会社の賃金台帳等の根拠資料に照らして整合しているか確かめた。
3. 「雇用者給与等支給額」について、前年度と比べて減額している年度がないか確かめた。
4. 投資計画の最終事業年度における「雇用者給与等支給額」が、計画終了時の事業年度の雇用者給与等支給額の目標値（「申請書」１６で記載する事項）と整合しているか確かめた。
5. 「設備投資の内容」に記載された設備（「申請書」５で記載する事項）の全てが、「ロードマップ」の「設備番号」及び「設備投資の内容」に記載されていることを確かめた。
6. 「ロードマップ」の「設備投資の内容」及び「設備投資以外の売上高増加のための取組」に記載されている内容が売上高の増加のための取組であるかについて会社の□□（役職）○○（氏名）氏（注⁷）に質問した。（＊）

**手続の実施結果**

「申請書」に記載された内容について、確認欄にチェックを行った点の確認を実施した。

（「申請書」－申請要件及び基礎となる設備投資計画関連）

上記の手続１.について、会社の□□（役職）○○（氏名）氏から、「申請書」の対象とする設備が、「申請書」２及び４に記載したとおり、中小企業等経営強化法施行規則第16条第３項に規定する「中小企業等経営強化法施行規則第16条第１項の設備等のうち、経営力向上及び経営の規模の拡大に著しく資する」ものであり、必要な十分な設備である旨の回答を得た。

上記の手続２.について、計算調べを行った結果、計算結果は「申請書」に記載された設備投資の内容の「金額」及び「金額」の合計と合致した。

上記の手続３.について、「申請書」と「設備投資計画」を突合した結果、「設備等の名称」「型式」「数量」「単価」「金額」の記載内容は合致した。

また、提示された「設備投資計画」に代表取締役□□氏の押印が記載されていた。

上記の手続４.について、会社から提示された見積書を集計して「申請書」と突合した結果、設備別の金額は合致した。

上記の手続5.について、会社の□□（役職）○○（氏名）氏から、「申請書」に記載された設備投資の内容（「申請書」５で記載する事項）が「申請書」８に記載したとおり、売上に貢献する旨の回答を得た。

上記の手続６.について、会社の□□（役職）○○（氏名）氏から、「申請書」に記載された設備投資の内容（「申請書」５で記載する事項）が「申請書」９に記載したとおり、建物及びその附属設備の新設又は増設を行うものである旨の回答を得た。

上記の手続７（１）について、「申請書」１０で記載された「基準事業年度の売上高」と会社から提示された会社の決算書を突合させた結果、その数値は合致した。また、基準事業年度の売上高が10億円超90億円未満であった。

上記の手続７（２）について、「申請書」１０で記載された「投資計画終了時の事業年度の売上高」は100億円超で記載されていた。

上記の手続７（３）について、「ロードマップ」に記載されている「売上高」において、100億円超となる期間と「申請書」１０で記載された「投資計画の実施期間」を突合させた結果、その数値は合致した。

上記の手続７（４）について、「申請書」１０で記載された「年平均売上高成長率」について、計算調べを行ったところ、１０％以上であった。

上記手続８.について、「申請書」５に記載している設備投資のうち、経営力向上計画の認定をうけた日から２年以内に導入予定の設備及びその取得予定金額の合計額が会社から提示された決算書と突合させた結果、１億円又は基準事業年度の売上高の５％に相当する額のいずれか多い方となっていた。

上記手続９.について、会社の□□（役職）○○（氏名）氏から、「申請書」１２に記載された「①事業の対象とする顧客及び市場」、「②事業を行う市場の規模」、「③顧客が購入を決断する要素・判断基準」、「④市場における自社の優位性」の4点の内容が売上高100億円超をめざす上で、それぞれ必要である旨の回答を得た。

上記手続１０.について、会社の決算書を用いて計算調べを行ったところ、「申請書」１３で記載された売上高増加率及び営業利益の数値は合致した。

上記手続１１.について、「申請書」１４に自己資本比率又はＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率のどちらかが記載されていた。

上記手続１２.について、計算調べを行ったところ、自己資本比率30％以上であった。

上記手続１３.について、計算調べを行ったところ、自己資本比率又はＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率10倍以内であった。

上記手続１４.について、会社の□□（役職）○○（氏名）氏から、「申請書」１５に記載した組織基盤の内容である「①債権及び債務の管理の方法」、「②在庫管理の方法」、「③予算及び資金計画の管理体制」、「④数値管理に対するシステム又は体制」、「⑤売上目標の設定方法」及び「⑥部門別の管理体制」について、売上高100億円超を目指す上で十分である旨の回答を得た。

上記手続１5.について、「申請書」１６に記載された給与増加割合と賃金台帳等の根拠資料で算定した数値が合致した。

上記手続１6.について、供用事業年度の給与増加割合の目標として2.5％以上５％未満又は5％以上のいずれかを選択していた。

上記手続１７.について、「申請書」１８に記載している自社に係る100億宣言のURLが、100億宣言ポータルサイト上で公表されている会社の100億宣言ページのURLと合致した。

（「基準への適合状況」－「申請書」及び根拠資料関連）

上記の手続１８．について、「設備投資の内容」と「基準への適合状況」を突合した結果、「設備投資の内容」に記載された金額は「基準への適合状況」に記載された設備投資額と整合した。

上記の手続１９．について、「基準への適合状況」に記載された投資利益率並びに簡易CFの各年度及び年平均の金額は、売上高、売上原価、販管費及び減価償却費の各年度の金額及び簡易CF前年比増加率を用いた計算結果と合致した。

上記の手続２０．について、「基準への適合状況」と「電力料削減金額算定表」を突合した結果、各年度の電力量の削減金額は合致した。

上記の手続２１．（１）について、計算調べ及び合計調べを行った結果、計算結果は「電力料削減金額算定表」に記載された各年度の電力量の削減金額及び各年度の電力削減見込量と合致した。

上記の手続２１．（２）について、「電力料削減金額算定表」と「電力削減量算定資料」を突合した結果、新規設備の予想電力消費量と既存設備について算定した電力消費量は合致した。

上記の手続２１．（３）について、「電力料削減金額算定表」と「○○年○○月度の電力料金請求書の単位当り電力料金額」の請求記録を突合した結果、「単位当り電力料金額」は合致した。

上記の手続２２．について、「基準への適合状況」と「仕損費削減金額算定表」を突合した結果、各年度の仕損費の削減金額は合致した。

上記の手続２３．（１）について、計算調べ及び合計調べを行った結果、計算結果は「仕損費削減金額算定表」に記載された各年度の仕損費削減金額と合致した。

上記の手続２３．（２）について、「仕損費削減金額算定表」と「新規設備仕損費算定資料」を突合した結果、新規設備の予想仕損費発生額は合致した。

上記の手続２３．（３）について、「仕損費削減金額算定表」と「既存設備仕損費算定資料」を突合した結果、既存設備について算定した仕損費発生額は合致した。

上記の手続２４．について、「基準への適合状況」と「修繕費削減金額算定表」を突合した結果、各年度の修繕費の削減金額は合致した。

上記の手続２５．（１）について、計算調べ及び合計調べを行った結果、計算結果は「修繕費削減金額算定表」に記載された各年度の修繕費削減金額と合致した。

上記の手続２５．（２）について、「修繕費削減金額算定表」と「新規設備修繕費算定資料」を突合した結果、新規設備の修繕費発生額は合致した。

上記の手続２５．（３）について、「修繕費削減金額算定表」と「既存設備修繕費算定資料」を突合した結果、既存設備について算定した修繕費発生額は合致した。

（「ロードマップ」－「申請書」及び根拠資料関連）

上記手続２６.について、「ロードマップ」に記載された「基準事業年度」は、確認申請日の属する事業年度の前事業年度となっていた。

上記手続２７.について「基準事業年度」における「雇用者給与等支給額」について、会社の賃金台帳等の根拠資料を突合させた結果、その数値は合致した。

上記手続２８.について「雇用者給与等支給額」について、前年度と比べて減額している年度はなかった。

上記手続２９.について投資計画の最終事業年度における「雇用者給与等支給額」と、計画終了時の事業年度の雇用者給与等支給額の目標値（「申請書」１６で記載する事項）を突合させた結果、その数値は合致した。

上記手続３０.について、「申請書」と「ロードマップ」を突合させた結果、「設備投資の内容」に記載された設備（「申請書」５で記載する事項）の全てが、「ロードマップ」の「設備番号」及び「設備投資の内容」に記載されていた。

上記手続３１.について、会社の□□（役職）○○（氏名）氏から、「ロードマップ」の「設備投資の内容」及び「設備投資以外の売上高増加のための取組」に記載されている内容が売上高の増加のための取組である旨の回答を得た。

**業務の特質**

上記の手続は、会社が行う中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち経営規模拡大設備等に関する投資計画の確認申請に関連して実施したものであり、全体としての「申請書」、「基準への適合状況」又は「ロードマップ」の各記載事項に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。

したがって、私は、「申請書」、「基準への適合状況」又は「ロードマップ」の記載事項について、将来情報の予測の正確性に関する結論や保証を含め、手続実施結果から導かれるいかなる結論の報告も、また保証の提供もしない。また、実施した手続が十分であるかどうかについての結論の報告もしていない（注[[8]](#footnote-9)）。

**配布及び利用制限**

本報告書は、会社の中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち経営規模拡大設備等に関する投資計画の確認申請のために作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、確認申請以外の目的で配布及び利用されるべきものではない。

（以　上）

1. （注） 公認会計士又は監査法人（公認会計士等）は、日本公認会計士協会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に準拠して本業務を実施することができる。この場合、「その他の実施結果の利用者」に関しては、同実務指針A9項及びA10項を参照する。また、表題を「合意された手続実施結果報告書」とする他、本文例の実施者の肩書、見出し、業務依頼者及び業務実施者の責任、職業倫理及び品質管理等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。ただし、この場合においても「手続の目的」区分はこのままの記載とする。 [↑](#footnote-ref-2)
2. （注） 宛先は、申請者とする。または、「代表取締役　　ｘｘｘｘｘ　殿」とする等、実情に応じて、適宜、記載を行う。 [↑](#footnote-ref-3)
3. （注） 確認作業を行った公認会計士・税理士の氏名を記載する。 [↑](#footnote-ref-4)
4. （注）供用事業年度とは、建物及びその附属設備を事業の用に供する事業年度をいう。 [↑](#footnote-ref-5)
5. （注）本業務において、通常実施することが想定される手続の他、認定申請を行う事業者による「投資計画」及び「基準への適合状況」の数値の捕捉・集計の実情に応じて、必要な手続を例示している。

   なお、通常実施することが想定される手続については、各手続の末尾に（＊）を付している。 [↑](#footnote-ref-6)
6. （注）各手続において示されている書類（例えば、「電力料削減金額算定表」）は減免申請を行う事業者の作成・保存している記録の実情に応じた名称を記載する。 [↑](#footnote-ref-7)
7. （注）回答者の会社における肩書き及び氏名を記載する。回答者は「申請書」及び「基準への適合状況」の作成について責任を負う者（事業部長等、会社の代表権を有する者以外の者を含む）とする。 [↑](#footnote-ref-8)
8. （注） 公認会計士等が業務を行う場合には、〔日本公認会計士協会専門業務実務指針4400〕を参考として、例えば、次のような表現を「業務の特質」に追加することができる。

   「当監査法人が一般に公正妥当と認められる監査の基準若しくはレビューの基準に準拠してこれらの売上高及び指標の監査若しくはレビューを実施した場合、手続を追加して実施した場合又は手続の範囲を拡大した場合、報告すべき事項が新たに発見される可能性がある」 [↑](#footnote-ref-9)